

障第93号
令和6年4月8日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

児童発達支援又は放課後等デイサービスにおけるてんかん発作時の
坐薬挿入に係る医師法第17条の解釈について

このことについて、こども家庭庁及び厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

| | | | |
|--------|--|-----|-----|
| 所 属 | 岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係 | | |
| 係 長 | 若 原 | 担 当 | 島 田 |
| 電 話 | 058-272-1111 内 3491 | | |
| F A X | 058-278-2643 | | |
| E-mail | c11226@pref.gifu.lg.jp | | |